#### 

「誇張されたもの」との誤った認定を受けて進歩性が否定された事例 (知財高裁平成25年10月16日判決平成24年(行ケ)第10419号 審決取消請求事件)

### 1. 経緯について

平成25年10月16日,知財高裁において,平成24年(行ケ)第10419号審決取消請求訴訟の判決がなされた。対象となる特許の出願人は,カルベジロールというβ遮断薬(血圧降下剤)について,「米国カルベジロール試験」の結果をもとに,心不全患者の死亡率を顕著に減少させる効果を主張して,用途特許権を成立させた(特許第3546058号,以下「本件特許」という¹))。本件特許に対して無効審判が請求され,2度の無効審決取消訴訟および1度の訂正棄却審決取消訴訟を経た後,訂正後の特許について,2012年10月に無効請求棄却審決が出された。それに対して提起された審決取消訴訟が、本件事件である。

本件事件において、裁判所は、構成上の相違点の容易相当性および効果の顕著性に関する審決の判断の誤りを理由として、審決を取り消す旨の判決を言い渡した。しかしながら、この判断を導くための根拠として、裁判所において、科学的見地からは到底看過することのできない杜撰な認定がなされ、判決を大きく左右した可能性がある。本稿ではこの点を中心に考察するとともに、専門委員制度を含む、技術系事件の裁判における課題にも言及する。

本論に進むまえに技術的背景について簡単に説明すると、優先日当時、慢性心不全の治療において、唯一、ACE阻害薬<sup>2)</sup>が死亡率低下に繋がる効果を有する医薬として知られていた。しかしACE阻害薬では死因の半分近くを占める突然死を減らせないなど、効果が十分とは言えなかったことから、もっと新しい治療薬が求められていた。

慢性心不全というのは、ホルモン、酸化ストレ ス,サイトカイン分泌亢進等の生体反応を介し, 心肥大、リモデリング、細胞死等のステップを経 て進行していく複雑な病態である。その中で、心 臓の拍出量を維持しようとするために交感神経作 用が亢進し、その結果心臓が疲弊して心不全の悪 化に拍車をかけているのではないか、といった観 点から、心臓の働きを弱める効果を有する β 遮 断薬 3) を利用して心臓を休ませ、心不全の悪化を 防ごうというアイデアが一部にあった。しかしこ の方法は、当然ながら、ただでさえ衰えている血 液循環をさらに悪化させるという矛盾を包含して いる。実際に、使用に伴い重篤な低血圧や急性肺 水腫をひきおこしたりすることから、心不全に β遮断薬を使用することは、医療現場において絶 対的禁忌とされていた。ただそのような中で,特 定の β 遮断薬を、重症でない心不全患者に恐る おそる試してみて、心機能に係る一定数値の短期 的な改善について報告している例もあった4。

### 2. 甲1文献の評価を巡る問題

甲1文献 <sup>5)</sup> は、心不全患者に対してカルベジロールの投与を試みた、本件特許の先行文献であり、本判決で進歩性を否定するにあたって中心的な位置づけとなっている。

判決では、甲1文献の内容を「8週間の経口投 与の試験は、17人のうち12人が終了し、カルベ ジロールによる長期療法の後、平均収縮期動脈内

<sup>\*</sup> 札幌医科大学医学部教授

血圧,心拍数,肺動脈楔入圧,右心房圧,及び体 血管抵抗について有意な減少が認められ、12人 中11人の患者では付随した症状の改善もあるな ど、多くの血行動態パラメータで著しい改善が認 められたこと、また、静脈投与の後には僅かな一 時的増加しか記録されなかった左心室駆出分画率 についても、長期療法の後、基礎値から有意に増 加した」と要約し、甲1文献記載の試験は、「カ ルベジロールが虚血性のうっ血性心不全の治療に 使用されることが合理的に推論できるものである といえるから、甲1文献は、カルベジロールを虚 血性のうっ血性心不全の治療に使用するという発 明を完成した用途発明として開示したものという ことができ、また、甲1文献は、カルベジロール の効果を裏付ける文献としての意義を有している ものといえる」と認定して、本件発明が容易想到 とする判断の根拠の大前提にしている。

しかし、甲1文献の論文には、判決文でも引用 されているが、次のような記載もある: [2人の 患者が、最初の投薬後、起立性低血圧になった。 1人の患者では心不全の症状が悪化した。1人の 患者で、不安定狭心症を発症した。また1人の患 者が研究の初期段階で MI (筆者注:心筋梗塞) を持続したあと死亡した」。そもそもこの試験は, 重度心不全患者は含まない(NYHA 分類 6) のク ラス Ⅱ及び Ⅲに該当する患者を対象とする) 上 に, 高血圧, 糖尿病や末梢血管障害などの他の危 険因子を有しない対象を慎重に選んでいる<sup>7)</sup>。従っ て被験者の症状も安定しているはずであった。と ころが, 予定されていた副作用(起立性低血圧) および心不全の悪化で脱落した3名は良いとして も、残りのたかだか14名の中から、不安定狭心 症を発症した者と、心筋梗塞を発症して死亡した 者が出たというのである。2か月に満たない試験 スパンの中のしかも初期段階における発生という ことなので、異常事態と言ってもよい8)。つまり、 甲1文献は、臨床試験であれば試験中止に追い込 まれるほどの重大な有害事象を提供するものであ り、よほどのフォローがない限りその後の医薬開 発の道を絶ちかねない深刻さを包含している<sup>9)</sup>。事 実、後述のビソプロロールのケースとは対照的

に、論文著者の周辺では2度と甲1の結果を受けた臨床試験が行われた形跡もない。このような文献は、むしろ進歩性の阻害要因として提示されてもおかしくないものであった。

ところが裁判所は、「5名について試験が途中 で中止されていることは、上記の判断を左右する ものではない」と一蹴した上で、残りの12名の 中で得られた一定の心機能数値の改善を理由に.甲 1 文献が「カルベジロールを虚血性のうっ血性心 不全の治療に使用するという発明を完成した用途 発明として開示したものということができ」「カ ルベジロールの効果を裏付ける文献としての意義 を有している」と認定した。ちなみにそのような 大胆な用途の可能性については、研究成果を肯定 的に記載したがるはずの著者さえも論文中での明 言を避けている(そもそも論文のタイトルからし て, 「β遮断剤の静脈投与から, 虚血性心疾患に 続く慢性鬱血性心不全に対する長期の血行動態的 有益性を予測することができるだろうか」といっ た. 極めて消極的なものとなっている 10))。

結局裁判所は、解釈に不都合なデータから目を そらし、都合の良い部分にのみ焦点を当てること によって、本来は進歩性の阻害要因ともなり得る ような微妙な論文を、容易相当性の根拠の要に 堂々と据えてしまった。

# 3. 医学における課題解決の困難さを巡る 問題

前項で、甲1文献が、進歩性阻却事由というよりはむしろ阻害要因であり得る旨の指摘をしたが、本件で対象とするような医療技術にとって、こういった阻害要因がいかに深刻かということに敢えて言及しておく必要があろう。前述のとおり、優先日当時、全ての $\beta$ 遮断薬は、心不全に対して禁忌であった。つまり、 $\beta$ 遮断薬を安易に患者に用いて容体を悪化させたり、死亡させてしまった場合の医師の責任は極めて重大だったということである。そういった厳然たる事実の中、一定の心機能数値の改善を示唆する論文等の存在をもって、医療の現場における当該使用への壁が易々と払拭

される状況でなかったことは、想像に難くない $^{11}$ )。 ところが判決ではこの点について「確かに、臨床の現場で働く医師においては、従来、 $\beta$ 遮断薬を心不全に適応することが禁忌とされていた」と認めておきながらも、優先日当時、一部の心不全患者において $\beta$ 遮断薬の投与が試されていた事実や、ニュージーランド及びオーストラリアで心不全患者を対象としたカルベジロールの大規模臨床試験が行われていることについて指摘したうえで、「新たな治療方法の開発に取り組む医師の間では、本件特許の優先権主張日当時は既に、 $\beta$ 遮断薬は、慢性心不全の有力な治療法の一つとみなされるようになっていた」ことから、禁忌であったことが阻害要因にはならない、と判断した。

「新たな治療方法の開発に取り組む医師」の存 在を想定した上でのこのような認定の仕方は、阻 害要因のハードルを不当に低くしてしまう危険性 を孕んでいる。その理由は、第一に、阻害要因に 果敢に挑戦するのが発明者といった人種である以 上、そのような人種の存在を前提にしてしまった ら、阻害要因自体が意味を失いかねない。第二 に、自動車や携帯電話等の一般の工学領域等の発 明を認定するような状況なら格別、こと医薬発明 に関しては、「新たな治療方法の開発に取り組む 医師」を想定したところで、上記のような事実背 景によって阻害要因を簡単に払拭できるようなも のではない。なぜなら, 死亡率に対する医薬効果 のようなものについては、安全性の確保や、多大 な労力・コストの担保など、幾多の困難なハード ルを乗り越え、大掛かりな臨床試験を行ってみな い限り、知る術がないからである12)。本来毒(禁 忌)とされているものを、しかも長期間試すよう な本件特許のケースにおいては, 倫理的な課題も 大きく、このハードルが通常にも増して高く立ち はだかったことは想像に難くない。アウシュビッ ツのヨーゼフ・メンゲレならいざ知らず、「新た な治療方法の開発に取り組む医師」に関してその ようなハードルが低くなる道理もないのである。

そもそも,心臓機能における数値や運動耐容能 を短期的に改善できたとしても,単純に寿命を延 ばすことができるわけではないところに,心不全 のような複雑な病態に対峙するときの困難さがあることに留意しなくてはならない(後で言及するバルサルタン事件も、血圧降下剤で血圧を下げても必ずしも延命に繋がらない課題の存在を背景に生じた事件であったといえる)。こういったことは、裁判で提出されている複数の証拠の中にも多数指摘があるように、既に当時からの医学的常識であった。

ちなみにここで言及されているニュージーラン ド及びオーストラリアの試験であるが、これは米 国カルベジロール試験と同じ主体の意思によって 同時期に行われたものなので、これを引例にする のであれば米国カルベジロール試験自体も引例に なり得ることになる。しかしこれらの試験は飽く までもカルベジロールが心不全の症候や運動耐容 能等に与える影響を見るための試験であり、死亡 率の評価は効果の主評価項目として設定されてい たものではない13)。それは、これらの臨床試験の 実施当時、カルベジロールの死亡率低減効果など という不確かなものを証明する目的で大規模臨床 試験を行うことなど到底許される環境になかった からである。カルベジロールについては、有害事 象としてむしろ死亡率を高めるリスクさえ懸念さ れており、逆に死亡率を改善できることは、実際 に試験をしてみて初めて明らかになった、いわば 副産物であった。

しかしながら、裁判所ではカルベジロールの 8 週間投与後に左室駆出率が改善していた旨の甲 1 文献の記載と、左室駆出率の低下が予後(死亡率)と関係する旨を指摘する他文献の記載等とを単純に組み合わせ、死亡率改善効果は容易想到と判断した。人体の機能構造の複雑さや医学研究遂行の困難さに少しでも配慮すれば、決してこのような短絡的な論理づけにはならなかったのではなかろうか。

# 4. データが誇張されていて信頼性がない とした認定を巡る問題

### 1)「誇張」と認定することの誇張

以上は構成上の容易想到性や阻害要因に関する

議論だが、顕著な効果に関する議論は、事実認定に関するさらに重大な問題を孕んでいる。本件事件に先立つ審決では、「米国カルベジロール試験は、プラセボと比較して優位な効果が確認できたことにより試験が中止されたといえるので、優先権主張日当時の技術水準からみて、本件発明の効果が顕著な効果ではないということはできない」と結論づけ、進歩性を認めている。これに対して、裁判所は「米国カルベジロール試験は、治療期間が短いこと等により、その結果の信頼性が低い」ため「本件発明に顕著な効果があるということはできない」と結論づけた。実際のところは、どうだったのか。

臨床試験というものの本質に照らして考えれば、 このことは明らかといえる。臨床試験は動物実験 と全く異なり、ヘルシンキ宣言に沿って、個々の 被験者の福祉が最優先される。薬事申請に使用さ れるような臨床試験(治験)においては、通常プ ラセボと投与群の間に統計的有意な差を得るため に従前に慎重に計画を練り、観察や症例数確保に 必要な治験期間を設定してから試験が行われるの だが、中間解析で予測を遥かに超えた高い効果が 得られた場合, 予定していた観察期間や対象数に 達する前に統計的な結論が出てしまう。つまり治 療法の有効性が計画より早い段階で証明されてし まう。すると、その証明された有効な治療法をプ ラセボ群に対して行わないことが人道的に許され なくなるために、臨床試験を中断するのである。 すなわち、米国カルベジロール試験は、カルベジ ロールが当初の予想を超えた高い効果を示したこ とにより、予定より短期間で効果の有意性が統計 的に証明された試験であったということができ る 13)。こういった事実そのものが顕著な効果の 存在を示すもので、進歩性主張に十分な根拠とな り得る、というのが審決の認定であった。

一方この場合において、統計的な証明が得られたのは、あくまでカルベジロールの死亡率軽減効果の有意性であり、死亡率軽減率が何パーセントかということではない<sup>14)</sup>。この点、裁判所は、死亡率に関する 67%という数値だけ抜き出して、「誇張されたものであるといわざるを得ず、信頼性が

低い」と切り捨てた。この認定は、確かに死亡率 軽減率の「数値」自体の不確かさを突くものと言 えなくもない。しかしその位置づけを明確にしな い上、「誇張」という表現まで使用するのは、ど う考えても行き過ぎではないだろうか。そもそも 薬事申請において、「誇張された」データの提示 がなされていたことが明らかになれば、薬事承認 の取り消しや営業停止処分に直結するような由々 しき事態である。もとより、米国カルベジロール 試験において、データに関する不正がなされてい た証拠は一切存在していないのだから、このよう にあっさりと「誇張」と認定することについて は、いささか疑問を感じざるを得ない。

そこでこの表現の元を辿ると、甲22文献の次 の翻訳文から引用されていることがわかる:「USCP 試験(判決注・米国カルベジロール試験を指す。) における死亡率減少の規模の解釈に影響を及ぼし ている2つ目の重要な問題は、その経過観察期間 である。短期の経過観察は治療の効果を誇張する ことが出来. 長期の経過観察は過小評価すること が出来る」(下線筆者)。しかし,該当部分の原文 を注意深く見ると、実際にはここは単に「原理 的」なことを述べているのであって、信頼性の問 題を議論しているのではないことがわかる。「原 理的」というのは、例えば、ある病気の余命を1 年から2年に伸ばす画期的な薬であっても、その 効果について2年以上の長期に渡って観察し続け た場合. 投与の有無にかかわらず皆が死亡するた め, 死亡率減少率が0に近づいていく, といった 意味である15)。従ってここは「誇張することが出 来」という翻訳自体が不適切で、むしろ「肥大化 させる可能性がある」といった解釈が妥当である う <sup>16)</sup>。また甲 22 文献は、全ての β 遮断薬の臨床 試験について観察期間が短いと論じており 17). 裁 判所が米国カルベジロール試験のみを「誇張」扱 いしていることも、一貫性を欠く。

結局,判決は甲22文献の本来の議論を著しく 曲解した結果,米国カルベジロール試験につい て,そしてそれのみを,「誇張されていて信頼性 がない」と認定する重大な過ちを犯している。

#### 2) バルサルタン事件について

少し気になるのは, 本件特許のデータについて 誇張で信頼できないとした本認定が、最近問題に なっているバルサルタン事件を想起させることで ある。この事件は、降圧剤として使用されている バルサルタン (商品名ディオバン) に、他の降圧 剤にない効果 (脳卒中・狭心症リスク低減作用) も存在するかのように、製薬企業関係者によって データ操作がなされた科学論文が出版され, 宣伝 として悪用された事件であり、臨床研究に対する 大きな不信感を世間にもたらした。そして、循環 器病の治療薬の臨床研究に関しているという限り においては、この事件と本裁判は確かに類似性を 持つ。

しかしながら、バルサルタンの臨床研究と、本 裁判における米国カルベジロール試験との間には, 決定的な違いがある。米国カルベジロール試験 は、米国 FDA における薬事申請を目指して行わ れたものであるが 18)、そもそも治験(薬事承認の ための臨床試験) は、不正や非科学的な解釈が入 らないようシステム上厳密に管理されており、そ れでも不正があった場合には薬事申請が承認され ないばかりか、処罰の対象となるものである19)。 ところが一方, バルサルタン事件の舞台となった 日本の臨床研究において、不正防止は研究者の倫 理の範疇の問題でしかなく、データ管理も現場任 せで構わない。つまり本事件については、データ の信頼性に関して、バルサルタン事件と明確に区 別して考える必要がある。この点、一般には混同 する向きもあり得ると考え、敢えて言及した。

## 3) 甲26文献「COPERNICUS試験」はどのよ うな試験だったのか

話は戻るが、死亡率軽減率が67%であること について、「誇張」と断じることが不適切として も、この数値自体の正確さが証明されていたわけ でないのも一方で事実である。従って、その点を 検討する余地があるのは確かであろう。この数値 の是非に関しては、米国カルベジロール試験にお ける「顕著な効果」を巡る大きな論点にもなって いるので、以下に検討する。

然るに、裁判所では、優先日より後に公開され た甲26文献を引用して、「本件明細書に記載され た本件発明の効果(米国カルベジロール試験の結 果) である死亡率減少率 67~68%20) については. 治療期間が短いため誇張されたものである旨が複 数の文献に記載されており、信頼性が低いのに対 し、甲26文献に示された死亡率減少率35%とい う数値は信頼性が高い」(知的財産高等裁判所判 決要旨より抜粋), と判断している。

まず大前提として、例え死亡率の減少率が 67%ではなく35%であったとしたところで、相 当の効果があることの有意性が証明された(しか も予想に反して)ことに変わりないのだから、進 歩性を否定するのはおかしい、といった解釈が成 り立つはずである。しかしその議論は後回しにす るとして、ここでは67%でない(例えば35%) とすると効果が低すぎて進歩性判断の妥当性に影 響する、という土俵の上で話をすすめる。

そこで、甲26文献に開示されている試験 (「COPERNICUS 試験」と呼ばれる大規模臨床試 験)が行われた経緯を見ると、この文献は、次の ような記載で始まっている: 「<u>β 遮断剤は、軽度</u> <u>~中程度の心不全患者において,入院(の必要</u> 性) や死亡のリスクを減らすことが示されてきて いる(筆者注:ここで 1~4 文献を引用している が、その内訳については重要なので後述)が、そ れらの薬の重症心不全患者における効果や安全性 に関しては殆ど分かっていない。ビソプロロー ル、メトプロロールおよびカルベジロールにおけ る以前の大規模研究では、主として NYHA クラ ス Ⅱ~Ⅲの症状の患者を参加させたため、安静 時または極めて軽度の労作時においても症状のあ る患者での効果に関して、意味ある情報を提供し ない|(訳・下線筆者)。

この記載が意味するところは、米国カルベジ ロール試験(上記引用文献1に該当:判決文にお ける甲16文献に同じ)がクラス Ⅱ~Ⅲの心不全 患者を主な対象としていたため、クラス Ⅳに該 当する重度心不全患者についてはデータが不足し て、効果や安全性がわからなかったということで ある。そのため重度心不全患者に関しては薬事承 認の対象にならなかったので、当該対象においてもカルベジロール適用の安全性と効果を示して薬事承認を取得すべく、COPERNICUS 試験が新たに行われたのである。つまり、COPERNICUS 試験において得られた 35%という数値は、重度心不全患者(クラス IV患者)に特化した数値であったことが、甲 26 文献から鮮明に読み取れる。

甲 26 文献の上記記載はさらに次のように続く:「重症心不全に焦点を合わせた  $\beta$  遮断薬の大規模研究(ブシンドロールを使用)が 1 つだけ存在するが,生存に関して処置による好ましい効果は示されず,高度なリスクを有する患者に治療が悪影響を及ぼす可能性を示唆した」(筆者訳)。この記載は, $\beta$  遮断薬を重度心不全患者に使用することは,優先日当時,軽度から中程度の心不全患者にこれを使用するよりもさらにハードルが高かったことを示している。米国カルベジロール試験を行うにあたって重度心不全患者を十分に集められなかったことも頷ける。

そもそも重度心不全患者というのは、もはや薬に頼れず心臓の手術や移植、あるいは補助人工心臓の使用を検討せざるを得ないような対象者を含むわけであり、軽度~中程度の患者と薬の効果が同等と考えるほうに土台無理がある(だからこそ当該患者を対象とした使用の薬事承認にあたって、新たな試験が必要とされたのである)。その中でCOPERNICUS 試験において効果の有意性が実証されたのは、まさに瞠目に値する結果と言えよう $^{21}$ 。

### 4) 67%を35%とする強引な認定

上記から当然に言えるのは、米国カルベジロール試験で対象にしている患者層と COPERNICUS 試験で対象にしている患者層が、明確に異なっているということである。前者は上述のとおり中程度の患者(クラス  $\mathbb{I}$  ~ $\mathbb{I}$  )が中心なのに対して、後者はもっぱら重度患者(クラス  $\mathbb{I}$  )を対象にしている  $\mathbb{I}$  ②20。つまり、米国カルベジロール試験で提供された 67%に代わるべき数値が COPERNICUS 試験で提供されていたわけではない。ところが裁判所では、重度患者から得られた数値を何

の根拠もなく唐突に中程度の患者の数値として流 用し、いやしくも当該患者層を対象として実際に 算出された数値より信頼性が高いと断じたのであ る。もはや科学も道理も消え去ってしまった。

67%を否定するにあたり、裁判所では、この数 値の信頼性の低さを示す証拠として、曲解に基づ いて引用した前出の甲22文献のほか、米国カル ベジロール試験の実施者自らのコメントを甲16文 献から引用している:「今回のプログラムにおいて は、…追跡期間は短く、固定されたものとなっ た。…このようなデザインでは観察される死亡数 が必然的に減少する。…このように限られた試験 成績では生存率に対して一貫してどの程度の影響 をもつかについて確信をもって結論を出すことは できない」。ここで実際に言っているのは、死亡 率の減少を見るには,長期に渡る観察期間をもっ て比較するのが普通だが、本試験は観察期間が短 かったので 23) 効果の程度やそれが長期に及ぶか 否かを断じるには限界があるということである。し かし、短いということなら、甲22文献に係る前 出の議論と同じく、他の β遮断薬の試験に係る 観察期間も僅か数か月間の違いにすぎず、五十歩 百歩である。従って、このディスカッションを引 用して,米国カルベジロール試験の数値を信頼性 なしとするのなら、COPERNICUS 試験における 数値についても(後述の CIBIS II 試験の数値も全 て),同様に信頼性なしと認定しなければ公平を 欠く24)。結局、裁判所は自ら認定するところの 「信頼性のない」数値をもって「信頼性のない」 数値に換えるという自己矛盾を犯していることに なる。

### 5) 「同様」の意味は?

ちなみに、特許のクレームには、「虚血性のうっ血性心不全に起因する死亡率をクラス II から IVの症状において同様に実質的に減少させる薬剤」(下線筆者)と規定されている。裁判所ではこれを根拠として、クラス II から IVの症状で本医薬の効果の度合い(死亡率改善率)が同様であるものと認定し、「本件発明の死亡率減少率は、クラス II から IVの症状において約35%であると認め

られる」との結論に至ったのかもしれない。しかし実際には35%がクラスIV患者のみを対象とした数値であったのは上記のとおりであるし、そもそもクレーム中で「同様に」と記載されているからといって、これを「同じ百分比で」と解釈する必然性はない250。というより、そもそも効果について特定の試験で得られた百分比に固執する考え方自体がおかしい。実際には、百分比は臨床試験の条件ごと異なるはずだし、条件が同じであっても誤差が出るのは必然の条理である(下記でも考察)。従って、クレームに百分比が明記されていたのなら格別、効果の評価に関しては、まずそのことを当然の前提として考える必要がある。

一方,禁反言等の理由から,もしどうしても数字合わせの上で「同じ百分比」でなければ許されないということならば,クレームの一部(クラスIV患者に関する部分)について,実施例で裏付けられていないこと(百分比が同様でない部分がある),あるいは,顕著な効果がないこと(以下に論ずるように35%なら進歩性がないという解釈自体にそもそも問題があるとしても)が,COPERNICUS 試験によって明らかになった,という議論になるべきである<sup>26)</sup>。ただ繰り返すが,そのような議論は,その前提として,科学を無視している。

### 5. 他のβ遮断薬との比較を巡る問題

裁判所は、上述のように67%が実際は35%であると唐突・強引に認定したのち、「甲24文献記載の試験結果自体は、本件特許の優先権主張日当時の技術水準を示すものではないとしても、甲24文献の記載内容を参酌して本件発明の効果の顕著性について判断することに問題はない」とし、「上記アで認定した本件発明における死亡率低減効果35%と、上記イで認定したビソプロロールの死亡率低減効果34%(筆者注:甲24文献のCIBIS II 試験に基づく)を比較すると、両者の差は1%であり、大きな差は存在しない」と判断、進歩性に係る顕著な効果の主張を否定した。裁判所が行ったこの34%と35%の比較については、と

りわけ重大な問題を複数包含する。従って, この 点を最後に考察することにする。

#### 1) 比較対象適格性の度外視

但しその前に, 仮に何等かの理由づけによって カルベジロールにおける死亡率減少率がビソプロ ロールやメトプロロールにおける死亡率減少率と 同等という認定になったとしても、カルベジロー ルの進歩性が単純に否定されることにはならない. という大前提について確認しておく必要があろう。 そもそもカルベジロールはビソプロロールと異な る構造と反応特異性27)を有する薬剤であり、技 術の豊富化の観点からも、それぞれ心不全の用 途に関して独立した特許の対象になり得たもので ある。また、日本で薬事承認されて流通してい る多数の経口 β遮断薬 28) の中で、実際に慢性心 不全に適用する効果が認められて薬事承認された 医薬が長年の間, 唯一カルベジロールのみであっ た事実を見ても, β遮断薬なら何でも一緒という 理解になり得ないことは明らかである 29)。従っ て、カルベジロールという医薬について明確な死 亡率改善効果を見出したこと自体に、技術的価値 を認めて然るべきであろう。

以下は飽くまでもこの大前提が成り立たないと 仮定した場合の議論ということになる。

#### 2) 患者のステージの内訳の度外視

上に紹介した甲26文献の冒頭の記載にもあるように、そもそもCOPERNICUS試験で得られた35%というのは、重度心不全患者に「特化した」ものであった。それはこの試験が、前述のように、カルベジロールの効果や安全性に関する情報が重度心不全患者に関して得られていなかったため、それを補う目的で行われたからである。

ここで注目しなければならないのは,重度心不全患者に関して意味ある情報が得られていなかったのは,カルベジロールばかりではなかったという事実である。上記甲26文献の冒頭に引用されている文献1~4であるが,そのうち,1は上述のとおり米国カルベジロール試験に該当する。一方,2はビソプロロールのCIBIS II を開示する甲

(40)

24 文献に、3 はメトプロロールの大規模試験を開 示する甲25文献に該当する。ということはつま り、甲26文献は、米国カルベジロール試験のみ ならず、ビソプロロールとメトプロロールの大規 模試験までをも含めて, 重度心不全患者に β 遮 断薬を適用した場合の効果に関する意味ある情報 が「ない」と言っているのである。このことが意 味するのは、ビソプロロール CIBIS II 試験の34% は、強いて言えばむしろ米国カルベジロール試験 の67%に対応させるべき数値であり、逆にカル ベジロール COPERNICUS 試験の 35%という輝か しい数値に対応させるべき数値は、ビソプロロー ルに関してそもそも存在しない、ということであ る30)。判決は、こういった心不全のステージにつ いての考慮を怠ったため、本来比較すべき対象を 見失い、非現実的な認定をするに至っている。

### 3) 認定の判断時の度外視

認定の判断時を無視した問題はさらに重大で,特 許制度の根幹にもかかわる。つまり比較対象とさ れた34%や35%というのは、いずれも出願優先 日以降に明らかになった数値であり、そのような 数値同士の比較が許されると、科学技術の新たな 知見が得られるごとに既存の用途特許が無効理由 を生じる危険にさらされることになる31)。従っ て、効果の比較を目的として優先日以降に明らか になった数値を用いることに問題があることは明 らかである。この点、判決では CIBIS II 試験の 34% を参酌する正当性について、優先日前に公開され ている乙11文献(注4参照)の存在を根拠にし ているようにも見えるが、そもそも虚血性心不全 患者に対するビソプロロールの死亡率改善効果を 一切示せていない乙11文献は、先行技術たりえ ないばかりか、むしろ阻害要因でさえある32)。

もっとも裁判所は、「カルベジロールに特別顕 著な効果があるとする特許明細書の主張が、信頼 性の低いデータに基づく根拠のないものであるこ と」を証明するための単なる1証拠として、カル ベジロールだけが顕著な効果を持つわけでないこ とを(信頼すべき甲24~甲26文献を使って)示 そうとした部分があると解せなくもない。つま

り、誇張データによって誤って顕著性が認定され 登録された特許だから無効理由を包含する、と いった筋書きである。しかしながら、実施例の信 頼性が低いなどという漠然とした理由のみで特許 を無効にできるものではないところ、そもそも当 該データの信頼性が低いという解釈自体が不適切 であったし、信頼性を疑う根拠として実際の効果 を比較しようにも現実にはその資料さえ存在しな いのは上に述べてきたとおりである。従って、こ のような筋書きが成り立つ余地はない。

#### 4) 数値を比較することの非科学性

上記 34%と 35%の比較は、純粋に科学的な観 点からも問題がある。

まず第一に、上記にも言及したとおり、それぞ れの百分比は言ってみれば目安にすぎず、誤差の 範囲を考慮する必要がある。この点,95%信頼区 間を見ると、米国カルベジロール試験で42%~ 81%, COPERNICUS 試験で19%~48%, CIBIS II 試験で 19%~46%という数値が出ている。つ まりいずれの試験においても、仮に同じような試 験を繰り返せば、この広い範囲を目安にその都度 違う百分比が得られること、すなわち34%や 35%とは大きく異なる数値になる可能性があると いうことだ。

そして第二に、それぞれの数値は臨床試験のデ ザインや背景によって大きく変動する。すなわ ち,上で言及した重症度の分布の違いは勿論のこ と, 年齢層, 観察期間, 人種, β遮断薬の投与方 法、付随する治療の方法や使用可能な他の治療薬 の種類,糖尿病患者などの基礎疾患を有する者を どこまで試験に参加させるか、それらの各事情と 使用に係る β 遮断薬との相性, 試験が行われた 年代(医療が進歩すれば重大イベントでもそう簡 単に死亡しなくなる)、患者がいた病院のケアの 違い(お粗末なら簡単に死亡者が出る), その他, 夥しい数の因子があり、それぞれが、得られる百 分比の上下に大きく影響することになる。

これらの当然の前提に全く配慮せず、違う臨床 試験の結果から死亡率の百分比だけそのまま抜き 出して比較するのは、全くナンセンスと言うほか

ない。ほんとうに効果の差を比較したいのなら、1つの臨床試験の中で同じような患者層からなる 投与群ごとに薬剤の効果を比較する必要があり、逆 にそれをしない限り、どちらが優れているかなど 知る術もないのである。

以上の全ては、上記34%と35%の比較が結局何の意味も持たないことを示している。

### 6. 最後に-専門委員制度の問題

本稿における検討は、裁判の場に多くの非科学的な認定が堂々と持ち込まれてしまったことを明確に示している。もちろん、裁判は真理を追究するものではない。原告の主張や被告の答弁の内容その他によって結論は左右されるし、本稿では詳しく検証しなかったが、これまでの審判・裁判の経緯も影響したであろう。しかし基本的に、本論文における議論は裁判で提出された証拠の範囲でしか展開していない。従って、せめて最低限の科学的常識が裁判所に存在していたとしたなら、もっと違った認定・判決に至ったのではないか、との疑問を拭い去ることはできない。確かに証拠の一部に不適切な翻訳もあったが、それが上述のような曲解に繋がることもなかったのではないか。

この点,裁判官は技術の専門家ではなく,特許の背景となる科学を理解するには限界がある。しかしだからこそ,裁判官の心証形成の材料を正確に提供するために,専門委員制度というものが作られていたはずである。それにもかかわらず,このような残念な判決が出てしまった。今回の場合,臨床研究専門家の適切なサポートがあったのか。なかったとすれば,何が問題だったのか。十分に検証されなくてはならないだろう。

そこで、例えば米国で特許に関する裁判がどう 扱われているかを見ると、連邦裁判所、特に CAFCの裁判官の多くは、技術のバックグラウン ドを有するダブルメジャーである。米国では、 様々な学部を卒業したり社会人経験を積んだ者を ロースクールに入学させ続けてきた訳であるから、 これは当然といえる。さらに、多数のロークラー クがいて、法律問題の調査や文書の起案に関して 裁判官を補助している。ロークラークは,日本に おける調査官的な役割ともいえるが、ロースクー ルを卒業してすぐの見習い的な立場の者が短期で 任用されてキャリアアップを目指す。これは、彼 らが熱心であることと、日進月歩の科学技術に比 較的対応していることを意味する。このほか裁判 所は,一部ではあるが,当事者の申し出や職権に よる裁判所選任専門家を任命したり、非公式にテ クニカルアドバイザーを任命して、認定事実に関 する助言や、最新技術に関する知見の提供を求め ている。さらに、層の厚いパテントアトーニーに よる調査力、プレゼンテーション力も重要であ る。例えばアメリカで陪審員が機能する理由は、 これらのパテントアトーニーがわかりやすい説明 を実現しているからとも言われている。このよう に、米国における技術系事件の裁判は、科学の素 養を身に着けた裁判官と、これを支える各層の専 門家によって、手厚く支えられている 33)。

一方、日本の現状では、裁判官の多くは科学の 素養を持たず、調査官は特許審査に精通していて も関係分野の専門家ではなく34),科学分野の専門 家たる専門委員の多くは法律を知らない 35)。サ ポート要員の絶対数が少ないこと自体にも問題が あるかもしれない。それらのギャップが、米国の 場合と比べ、技術系事件の裁判における事実認定 や法律判断において大きなハンディーとなってい る可能性はある。特に今回の事件は、対象裁判に 適した専門委員が選ばれているかにつき、大きな 不安を抱かせた。理科が習いたいのに、数学の家 庭教師を使っていなかったか。その意味では、専 門委員が、本業ではなく非常勤の立場で裁判に協 力していることにも問題を感じる。優秀な専門家 は通常多忙だし、裁判への注力は本業である教育 研究等に悪影響を及ぼすことが大半だろう。従っ て、対象分野の解釈に適した専門委員を必ずしも 選任できないこともあろうし、例え選任できて も、得られる協力が限定的だったりする心配もあ る。

米国と日本では慣習もインフラも異なるし、米 国の制度が全て良いというわけでもないが、米国 の裁判の環境と比べてみると、日本の技術系事件 の裁判の現状には、やはり課題が山積しているように思える。日本でもロースクールがスタートし、技術系の裁判官の一定の増加は期待できるが、限界もある。いずれにしても、科学技術を巡る裁判における現状制度の深刻な課題について、考えさせられる事件であった。

(注)

1) 被告特許権者は海外メガファーマが出願した本件 特許を無効審判係属の初期の段階で移転登録させて いる。第1請求項は、下記のとおり。

【請求項 1】利尿薬,アンギオテンシン変換酵素阻害剤および/またはジゴキシンでのバックグランド療法を受けている哺乳類における虚血性のうっ血性心不全に起因する死亡率をクラス  $\Pi$  から  $\Pi$  の症状において同様に実質的に減少させる薬剤であって,低用量カルベジロールのチャレンジ期間を置いて 6ヶ月以上投与される薬剤の製造のための,単独でのまたは 1 もしくは複数の別の治療薬と組み合わせた  $\beta$  ーアドレナリン受容体アンタゴニストと  $\alpha$  1 ーアドレナリン受容体アンタゴニストの両方である下記構造:

#### (構造式省略)

を有するカルベジロールの使用であって, 前記治療薬がアンギオテンシン変換酵素阻害剤, 利尿薬および強心配糖体から成る群より選ばれる, カルベジロールの使用。

- 2) ACE はアンジオテンシン変換酵素の略。ACE 阻 害薬は末梢血管を拡張させることにより、降圧作 用を示す。
- 3) β遮断薬は心臓の交感神経を抑制することで、心 拍数を低下させる(陰性変時作用)とともに、収 縮力(一回拍出量)を減少させ(陰性変力作用)、 心拍出量を減少させる。このため、血圧降下剤と して使用されてきた。
- 4) 非虚血性心不全 (特発性拡張型心筋症) に対して β 遮断薬を使用して一定の心機能改善効果を示す報告は優先日以前に存在した。甲 10 で引用する Waagstein 論文 (Lancet 1993;342:1441-6) は,メトプロロールの特発性拡張型心筋症における同効果を示している。カルベジロールに関しても、甲2 文献が、特発性拡張型心筋症における同効果を示している。乙 11 文献は、ビソプロロールの非虚血性拡張型心筋症における死亡率低減効果まで示している。ただ、非虚血性心不全は、本件訂正後の特許の対象である虚血性心不全とは病態や使用される

医薬も含めた治療手段が異なる疾患である。一方、虚血性心不全に関する文献としては、前記乙11が唯一、虚血性/非虚血性を含めた心不全全体に対してビソプロロールの心機能改善効果を示しているものの、死亡率低減効果は示せていない。甲1文献も、カルベジロールの虚血性心不全における効果を暗示させる証拠として提示されているが、その妥当性については本文の議論のとおりである。

- 5) DasGupta P and Lahiri A. Can intravenous betablockade predict long-term hemodynamic benefit in chronic congestive heart failure secondary to ischemic heart disease? A comparison of intravenous with oral carvedilol. J Cardiovasc Pharmacol. 1992;19 Suppl 1:S62-7
- 6) ニューヨーク心臓協会 (New York Heart Association: NYHA) で定められた、慢性心不全における 心機能の評価分類。分類の内容は、クラス Ⅱで 「軽度の身体活動の制限がある. 安静時には無症 状. 日常的な身体活動で疲労, 動悸, 呼吸困難あ るいは狭心痛を生じる」、クラス Ⅲで「高度な身体 活動の制限がある. 安静時には無症状. 日常的な 身体活動以下の労作で疲労,動悸,呼吸困難ある いは狭心痛を生じる」、クラス Ⅳで「心疾患のため いかなる身体活動も制限される. 心不全症状や狭 心痛が安静時にも存在する。わずかな労作でこれ らの症状は増悪する.」となっている(急性心不全 治療ガイドラインより引用)。これらはおおよそ軽 度,中程度から重度に向かう心不全に該当する。 ただ、自覚症状は治療等によって変動することが あるので、慢性心不全の病態と完全には合致しな
- 7) 判決文でも引用されているように、「心電図に洞律動が認められ(筆者注:不整脈がないといった意味)、さらに、症状、運動負荷テスト、および放射性核種イメージングで急性心筋虚血が認められない。  $\beta$  遮断剤に対する通常の排除基準も適用され、インシュリン依存性糖尿病、慢性的閉塞性肺疾患、及び末梢血管障害の患者は除外された。血圧が、160/95mmHg以上の患者、及び4ヶ月以内に MIになった患者も除外された。」と記載されている。
- 8) この試験は、対照群を置いていない短期のものであることから、後出の米国カルベジロール試験等のように死亡者等が出ることを予定できる類の試験ではない。
- 9) もちろん対象者全員が心筋梗塞の経験者であることから、心血管イベントの発生リスクが健常人よりは高いといえる。しかし、新たな臨床試験を行うに当たっては、有害事象と薬剤投与との因果関

係について明確な説明が必要となる。ちなみに判決の議論を離れて客観的に言えば、現在の心不全に対するカルベジロールの初期投与量等から見ると甲1試験における初回経口投与量12.5mg は明らかに過剰であり、これが心筋梗塞等の有害事象を引き起こした可能性は十分考えられる。

- 10) 裁判所では、甲1文献の概要を説明する部分で、 甲1の研究がなされた目的について「カルベジ ロールの虚血性心疾患に続く慢性心不全に対する有 効性について、カルベジロールの静脈投与に対す る応答がカルベジロールの長期投与効果を予測する のに有効か否かを決定するための予備的研究を実施 した」(下線筆者) と記載しているが、最初からそ のような低い目標設定で危険な臨床研究が認められ るものではない。実際に甲1文献における推定さ れる該当箇所(イントロダクションの最後)を見 ると、「カルベジロールの虚血性心疾患に続く慢性 心不全に対する有効性を評価する」とともに(as well as)「カルベジロールの静脈投与に対する応答 がカルベジロールの長期投与効果を予測することが できるかを求める | ために研究をデザインした、 と記載されている。つまり、前半の目的を主に試 験を計画したと考えるのが合理的であるところ、有 害事象発生等を加味すればとても有効性を主張でき る結果とはいえなかった為に、後半の副次的な部 分に逃げて論文のストーリーを構築した事情が垣間 見られる。そしてそのことに照らして改めて見る と、裁判所の要約における下線部分の訳は(意図 的かどうかは不明だが)明らかにミスリーディン グである。
- 11) 被告提出の意見書 (乙 3~5) もそのことを切実 に示している。
- 12) 一般論としては、細胞や動物を使った実験によって用途を合理的に推論できれば、特許を取得することが可能である。しかし本件の虚血性慢性心不全における死亡率改善のような用途については、細胞やモデル動物によって効果を確かめることはできない(虚血性心不全モデル動物も存在はするが、複雑な心不全の病態を反映するものではなく、臨床例での生命予後改善まで予測するのは困難である)。
- 13) 米国カルベジロール試験等が行われた当時は、慢性心不全の症状に対するカルベジロールの効果が未知であったばかりか、むしろ安全性に対する懸念が大きかった。従って、米国カルベジロール試験においては、FDAの指導により、死亡率が「安全性評価項目」として、一義的には有害事象チェックのために、独立安全性委員会によってモニタリ

- ングされた。その際に、(あくまでも希望として) もしも死亡率低減効果が得られた場合には、それ を見落とさないような配慮もなされていた。とこ ろが、早い段階(中間解析時)において、死亡率 に関するプラセボとの顕著な差が、有害事象とし てではなく、薬の効果として明確化したのである。 一方,「ニュージーランド及びオーストラリアで心 不全患者を対象としたカルベジロールの大規模臨床 試験」についても、実際は、判決文における甲4、 5 文献の要約にもあるとおり、これらの出版時点で (優先日時点でも), 左室駆出率と運動耐性の変化 を評価する 450 人の予備的研究 (pilot study) が行 われていたのみである。ちなみに同文献に記載さ れていると指摘のある、死亡率等の改善をエンド ポイントとする 3000 人の大規模臨床試験 (予備的 研究の結果次第で行われる予定の Pivotal 試験) に ついては、結局現在に至るまで行われていない。
- 14) 減少率が本当はもっと低いかもしれないし,逆に もっと高い可能性もあるが,少なくとも統計的に は投与群とプラセボとの間で死亡率に差がないとは 極めて考えにくい,という評価である。
- 15) 実際にはもう少し複雑な話になるが、何れにしてもこのような理由から、医薬の死亡率改善効果における評価は、特定の観察期間における比較ではなく、生存率曲線を描いて長期間の比較をするのが理想である。ところが <u>β 遮断剤に係る何れの臨床試験も</u>、倫理的理由からそれが出来なかったということである。
- 16) 甲 22 文献 (J J V McMurray; Heart 1999;82(supplement IV):IV14-IV22) における該当箇所の英文は Short term follow up can exaggerate, and long term follow up diminish, the effect of treatment となっていて、確かに exaggerate という単語を使用している。しかし can exaggerate は diminish との対比で、現象論的な意味で使用されているにすぎないので、恣意的な意味を包含する「誇張することが出来る」の訳は誤解を招く。ここは寧ろ「肥大化させる可能性がある」などの客観的表現にすべきである(意訳するなら、「肥大化」よりも「見かけ上強調」などの表現のほうがさらに適切であるう)。
- 17) 甲 22 文献は、観察期間が 41.4 か月に渡る心不全 患者に対する ACE 阻害剤の臨床研究(SOLVD-T 試験)との比較でものを言っており、上記引用に 続く部分では、 $\beta$  遮断薬の治験は米国カルベジロール試験に限らず全て  $0.5 \sim 1.3$  年の観察期間しかないので、exaggerate されている可能性がある旨を述べている。これに素直に従うなら、判決で

登場する β 遮断剤の他の全ての試験に係る死亡率減 少率についても、exaggerate された(裁判所の解 釈に従えば「信頼性の低い」)数値である旨、認定 すべきである。この点、後出の甲26文献の COPERNICUS 試験の結果も観察期間が 10.5 月な ので、短いという点では全く同類である。なお、 米国カルベジロール試験 (6.5 か月) と COPER-NICUS 試験(10.4 か月)の期間差におおよそ該 当する SOLVD-T 試験の観察期間、6 か月と 12 か月における死亡率を見ると、それぞれ29%およ び23%とされており、この程度の期間差ではせい ぜい6%程度の違いしか出ていない。

- 18) 米国カルベジロール試験は4つの試験から構成さ れ、オーストラリア・ニュージーランドにおける ANZ 試験とほぼ並行して実施された。FDA 申請 においては、米国カルベジロール試験の4つの独 立した試験のうち、プライマリエンドポイント (もちろん, 死亡率ではない) に有意差が出た Mild 試験(NYHAⅡ~Ⅲ対象, 366 例)に, ANZ 試験 (NYHA II ~ III 対象, 415 例) を加えて有効性の評 価がなされ、薬事承認された(本論文では細部の 考察を省略したが、この経緯も裁判では正しく認 定されていない)。
- 19) 米国では治験であるかどうかを問わず、新規な化 合物適用に関する臨床研究は全て IND の提出が義 務づけられており,GCP に則って,モニター・監 査・治験審査委員会の設置・記録の保管等が必要と なる。
- 20) 明細書には、薬の使用による死亡率の減少が NYHA クラス Ⅱ 患者につき 68%, クラス Ⅲ~Ⅳ 患者につき 67%, 全体で 67%と記載されている。
- 21) COPERNICUS 試験も、米国カルベジロール試 験同様、死亡率軽減効果に関する有意性が途中で 明らかになったために予定より早く中止されている。
- 22) この点、判決では COPERNICUS 試験について もクラス Ⅲ~Ⅳを対象にしていると認定している が、誤りである。なぜか被告も反論中で同様のこ とを述べているので、それに引きずられた可能性 はあるが、COPERNICUS 試験を行った経緯に照 らせば、仮に両試験がともにクラス Ⅲ~Ⅳを対象 にしたと記載されていたとしても、その内訳(ク ラス Ⅲと Ⅳの人数比)が全く異なることは当然の 前提として考慮されるべきである。
- 23) 観察期間が短かったのは、前述のとおり、そもそ もの主要評価対象が心不全の症候や運動耐容能の改 善といったより短期的に評価できる項目であったこ とに加え、独立にモニタリングしていた死亡率改 善の初期効果が顕著に表れたため、臨床試験を中

断せざるを得なかったことによる。

- 24) β遮断剤の場合, 死亡率改善効果を見た何れの臨 床試験も, 倫理的理由等によって短期間の観察期 間しか取れていないことに留意する必要がある。一 方, 臨床試験の予期せぬ中断は、観察対象者数が 少なくなることをも意味する。こちらの弊害は誤 差の大小の話になるので、信頼区間を見てみると、 米国カルベジロール試験における死亡率減少の95% 信頼区間は、42%~81%と計算されている(甲16 文献では、特許明細書の作成された時点よりさら にデータが追加されているため微妙に値が異なり, 95%信頼区間が39%~80%となっている)。つま り、誤差が大きいと言っても、仮に同じ試験を繰 り返したときにこの信頼区間から外れた数値(例 えば35%)になる可能性が低いことについては、 少なくとも確かといえる。
- 25) 明細書中の関連する部分は、以下のように記載さ れている: 「カルベジロールでの治療は全ての原因 での死亡率の危険性を67%減少させた。幾つかの ベースライン特徴による死亡率の分析は、これが CI(筆者注:心係数, 但しここは CHF:うっ血性 心不全の間違いかと思われる) の重症度または病 因に関係なく広範囲の効果であることを証明する。 この効果は軽い心不全患者にも中程度~重度の心不 全患者にも一様であった |。 つまり患者全体として 統計上の効果があったと言っても、当然個々のサ ブポピュレーション (重症度の違いとか, 病因す なわち心不全の種類の違いに基づいてカテゴリー化 した群) ごとの効果の有無が問題となるところ, いずれのサブポピュレーションにも効果が及ぶ, と 言っているにすぎないと解釈できる。その意味で はむしろ, 重症心不全患者群に対してもクレーム が実施可能かどうか厳密には不明確であったところ を、COPERNICUS 試験がそれを見事に証明して 見せたともいえる。
- 26) そうすると、クレームの訂正によって無効を回避 すべき問題になる。
- 27) ビソプロロールが優先日当時, 特発性拡張型心筋 症や慢性心不全(乙11文献)で試されていたそも そもの理由は、ビソプロロールが交感神経  $\beta$ 2 受 容体に作用しない β1 選択性といった特徴を有して いたからである (この点、メトプロロールも同様)。 これに対して、同じβ遮断薬といっても、カルベ ジロールは  $\beta$ 1 と  $\beta$ 2 の両受容体に作用するうえ に, α1 受容体にも作用するなど, ビソプロロール とは異なる作用点と効果を有する薬である。従っ て. ビソプロロールでうまくいけばカルベジロー ルも使えるだろう、という単純な話にはならない。

- 28) 今日の治療薬 2011 によると 25 種類存在する。
- 29) 裁判時点で提出された証拠には記載がないが、2011年に漸くビソプロロールが公知申請によって慢性心不全の効能・効果を追加承認されている。なお、米国では、薬事承認ということではないが、2013 ACCF/AHA ガイドラインを見ると、米国では駆出率が低下した心不全に対して、βブロッカーとしてはカルベジロール、ビソプロロール、および徐放性コハク酸メトプロロールの3つの使用が推薦されている。
- 30) 但し、ビソプロロールの CIBIS II 試験については、 クラス Ⅲ~IVの患者を対象としていた(IVの患者 はそのうち 17%)ので、これを事後分析して、重 度心不全患者にビソプロロールを使用することの正 当性を示すものであるとの見解も後に出されている (Erdmann et al. European Journal of Heart Failure 3; 2001; 469-479)。ちなみに甲 24 文献の臨床 研究におけるデータでは、患者数は少ないが、ク ラス IVにおける死亡率の減少率が 26%(95%信頼 区間 49%~−6%:マイナスは増加を表す)と なっている。
- 31) 細田芳徳(進歩性の散歩道(23) KTK NEWS2014(1)) は、本事件に関連して、「用途発明は、ある物の未知の属性を発見し、この属性により、当該物が新

- たな用途への使用に適することを見いだしたことに基づく発明である。従って、ある作用が、出願当時、未知の属性であったにもかかわらず、・・・物が本来有する属性であることを理由に後の文献の参酌を許容することになると、その作用を利用した用途発明は容易想到となり、公知物質の用途発明の成立は困難となり、極めて不当な結果となる」「極めて法的安定性を欠くことになる」と述べている。
- 32) 細田芳徳 (前掲) の (11) でも詳しく検証されているが、乙 11 文献のデータは、ビソプロロールの「虚血性心不全」の死亡率改善効果について有意差を示せていないどころか、表面上はむしろ悪化させている。
- 33) 松田一弘「特許訴訟における技術的争点への各国 裁判所の対応」特許研究 40 (2005)等を参照。
- 34) 調査官は特許庁の審査官、審判官経験者が多い。
- 35) 多くは大学教授や公的機関の研究者である。弁理 士もいるが、平成24年の統計では16.5%と公表さ れている。http://www.ip.courts.go.jp/documents/ expert/

(原稿受領日 平成 25 年 12 月 29 日)